

用語解説

用 語 解 説

用 語	頁	解 説
あ行		
I o T (アイ・オー・テイ イー)	138	「Internet of Things」の略称で、コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うことです。
I C T (アイ・シー・テイ イー)	119 他	「Information and Communication Technology」の略称で、「情報通信技術」と訳されます。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称です。
アウトリーチ	102 他	利用者の希望に応じて、訪問等による支援を行うことです。
明日の京都	1	「だれもがしあわせを実感できる希望の京都」を目指し、平成23年1月にスタートした府政運営の指針です。普遍的な行政運営の基本理念や原則等を示す「基本条例」、めざす将来の京都府社会の姿を示す「長期ビジョン」、それに向かう4年から5年間の戦略を示す「中期計画」、地域資源をいかして特色ある地域振興を進めるための「地域振興計画」の四つからなります。
新しい介護予防・日常生活 支援総合事業 (総合事業)	87 123 他	市町村が、高齢者の多様なニーズに応じて、多様なサービスを提供するもので、要支援者や生活機能の低下が見られる者が利用できる介護予防・生活支援サービスと、全ての高齢者が利用できる一般介護予防事業とがあります。
アドバンス・ケア・プラン ニング (A C P)	111	人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスのことです。
いきいきサロン	60	高齢者の孤独死や引きこもりなどを防止するため、身近に気軽に集える場として設置するものです。
医療ソーシャルワーカー	111	保健医療機関において、社会福祉の立場から患者やその家族の方々の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行います。
インフォーマルサポート	113	要介護者を地域社会で支援していくために必要とされる、家族や近隣住民、ボランティア等による、各種制度外の支援のことです。公的機関等が行う、制度に基づいた社会福祉サービスの対語として使われます。
栄養ケア・ステーション	117	京都府栄養士会が、府民の健康づくり・生活習慣病改善を地域の身近なところで支援するため、栄養ケアを提供する地域密着型の拠点です。地域住民、医療保険者、民間企業、医療機関などを対象に、栄養相談、特定保健指導など、食に関する幅広いサービスを展開しています。
S O S ネットワーク	40	高齢者等の見守りや、家族等から行方不明の届出や相談があった場合、警察署をはじめ関係機関が連携して、情報を一元化し、手配、捜索を行い、早期発見と適切な保護を行うための地域ネットワークです。
N P O (特定非営利活動法人)	137 他	広義には公益法人や共益的組織等を含む営利を目的としない民間団体の総称としても使われますが、狭義には、近年活発化してきているボランティア活動等の市民活動に取り組む「市民活動団体」を称して使われます。(N P O : Non Profit Organization の略語)

MC I (エム・シー・アイ)	92	軽度認知障害のことで、認知機能のうち一つの機能に問題があっても、日常生活に支障がない状態です。認知症の予備軍、または、前駆状態といわれます。
エンゼルケア	112	亡くなった人を人生の最期にふさわしい姿に整えるため、化粧をしたり、口腔、身体をきれいにするすることで、死者の尊厳を守る処置であるとともに、残された家族の心のケアとしても重要なものです。
エンディングノート	114	人生の終盤に起こりうる万一の事態に備えて、治療や介護、葬儀などについての自分の希望や家族への伝言、連絡すべき知人のリストなどを記しておくノートです。
オレンジカフェ (認知症カフェ)	60	もの忘れなどが原因で生活に不安のある人やその家族が、どこへ相談したら良いかわからない時期に、気軽に訪れることが出来る場所です。本人やその家族・知人、医療やケアの専門職、地域の人々が集い出会い、なごやかな雰囲気のもとで交流を楽しみ、認知症のことやその対応などについてお互いの理解を深めることが出来るカフェのことです。
か行		
介護給付費	124 190	要支援・要介護の認定を受けた方が利用する介護保険サービスの費用の合計です。半分を保険料、残り半分を公費で賄っています。
介護サービス情報の公表	189	介護サービス事業所の基本的な事項やサービスの内容、運営等に関する情報を公表することにより、利用者の介護サービス事業所選択の際の資料とするものです。
介護サービス第三者評価	189	介護サービス事業所の自主的なサービスの質の向上への取組を支援するため、一定の評価基準に基づいて、サービスの質などの達成度合いを評価し、改善のための助言等を行うものです。評価結果を公表することにより、利用者が介護サービス事業所を安心して選択することができるようにするものです。
介護相談員	89	介護サービスの提供の場を訪ねて、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じます。市町村によって養成されます。申出のあったサービス事業所等に派遣すること等により、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図ることを目的としています。
介護福祉士	154 他	専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障のある方に対し、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその方及びその介護者に対して介護に関する指導を行う専門職のことです。
介護・福祉人材総合支援センター	154	福祉人材に係る相談から就労支援、就職後の研修や定着支援までをワンストップで実施するとともに、一体的なキャリアアップ支援を併せて実施する拠点です。
介護プロフェッショナルキャリア段位制度	154	介護サービス分野における新しい職業能力を評価する仕組みであり、事業所・施設ごとに行われてきた職業能力評価に共通のものさしを導入し、これに基づいて人材育成を目指す制度です。
がん診療連携拠点病院	111	専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の整備、患者・住民への相談支援や情報提供などの役割を担う病院として、国が指定した病院です。
緩和ケア	110 他	重い病を抱える患者やその家族一人ひとりの身体や心など様々なつらさを和らげ、より豊かな人生を送ることができるよう支えてくケアのことです。

キャラバンメイト	95	地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」をつくる「認知症サポーター養成講座」の講師役となる人のことです。
京あんしんネット	119 他	地域の在宅医療に携わる多職種間の連携を図るため、ICTを活用し患者毎の情報をリアルタイムで共有できるシステムのことです。
協議体	44 89	日常生活に支援を要する高齢者が、住み慣れた地域で生きがいをもって暮らし続けることが出来るよう、多様な介護予防・生活支援サービスを提供する主体や生活支援コーディネーター等が参画し、情報提供及び連携・協働による地域資源の開発等を推進するための場として、中核となるネットワークです。
京都おもいやり駐車場利用証制度 (パーキングパーミット制度)	145	高齢者や障害者、難病患者等歩行が困難な方、妊産婦やけがをされ一時的に歩行が困難な方等に対して共通の駐車場利用証を交付し、車いすマークの駐車場を利用しやすくする制度です。
京都高齢者あんしんサポート企業	40 95 他	高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりのため、高齢者の方への声掛けや買い物支援のほか、必要に応じた相談窓口の紹介、地域における高齢者向けの情報発信などを行う、高齢者にやさしいお店・企業のことです。
きょうと介護・福祉ジョブネット	153	介護や福祉の仕事を、誇りや希望を持って働くことができる魅力的な職業にしていくため、社会的評価の向上、働きやすい職場環境づくり等の取組について、介護・福祉関係者や行政だけでなく、利用者、教育機関等が幅広く参画し、連携・協働する「場」として関係者が共同で設立したものです。(事務局：(福) 京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター)
京都式介護予防総合プログラム	44 124 他	従来の介護予防は、転倒防止を目的とした運動機能向上を中心とした運動教室が一般的に行われていましたが、運動機能向上に加え、低栄養や感染症を防ぐことを目的とした栄養改善、口腔ケアのプログラムを盛り込んだフレイル(虚弱)防止のための、複合的なプログラムです。
京都ジョブパーク	48 135 他	京都府が、労働者団体や経営者団体をはじめ多くの関係機関や団体と一緒に、「働きたい」皆さんの就業を支援する総合就業支援拠点です。
京都S K Yセンター	45 131 他	京都府、京都市、府内市町村や企業、民間団体等の協力により設立された明るい長寿社会づくり推進機構で、高齢社会における新しい社会システムづくりを推進している公益財団法人です。健やか(S)、快適(K)、豊か(Y)の頭文字から取っておりスカイ(S K Y)と読んでいます。
きょうと健やか21	126	平成13年3月に策定した「総合的な府民の健康づくり指針(きょうと健やか21)」を、平成25年3月に「健康増進計画」、「医療計画」等と一体化させ、「京都府保健医療計画」として策定しました。平成29年度に、平成30年度から35年度までの6か年計画として、改定を行いました。府民・地域・企業・自治体が一体となり目標達成にむけて、健康づくり運動を推進していくための手引書となるものであり、今後6年間に、オール京都で主体的に取り組んで行く目標を具体的に定めています。
京都地域包括ケア推進機構	1 他	高齢者が介護や療養が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせる京都式地域包括ケアシステムを実現するため、医療・介護・福祉・大学等のあらゆる関係団体が結集してオール京都体制で平成23年6月に設立したものです。制度や組織の壁を越えて連携の強化に繋がる全国モデルとなるような取組を進めています。

きょうと認知症あんしんナビ	101	認知症の人と家族が、住み慣れた京都で安心して暮らし続けるため、認知症についての基礎知識や、医療機関や相談窓口の検索などが行える、京都地域包括ケア推進機構が開設したポータルサイトです。
京都認知症総合センター・ケアセンター	68 97 他	京都府独自の取組として整備を進めている、認知症の初期から重度までのサービスを提供するセンター。医療支援、初期支援、在宅支援、施設サービスの4つの機能を有し、地域の社会資源と連携して、認知症の人や家族の支援に取り組みます。
京都府医療トレーニングセンター	117	生涯教育の一環として、従来の講習や座学だけでなく、シミュレーション・ラボを用いた訓練等によって、医学生や研修医、病院勤務医、開業医ならびに在宅医療における知識・技術など全ての医師に必要とされる様々な技術や新しい手技の獲得と修練に資するため、全国の医師会に先駆けて、京都府医師会が開設したものです。
京都府勤務環境改善支援センター	49	医師・看護師等の医療従事者の離職防止や医療安全の確保を図るため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するセンターです。
きょうと福祉人材育成認証制度	153 他	若者の働きがいと働きやすさに配慮した人材育成や職場への定着支援に取り組む事業所を認証し、福祉業界の見える化、ボトムアップを図り、人材育成に努力する事業所を支援し、若年者の業界参入と人材定着を促進する京都府の制度です。
京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター	99 147 149	障害者、高齢者の虐待対応困難事例等に係る市町村等への支援、虐待対応関係者の資質向上、成年後見制度の利用促進を図ることを目的とした機関です。
京都府地域医療支援センター (KMCC)	49 117 156	京都府と京都大学、京都府立医科大学、医療機関、医療に関する団体が連携して、オール京都の体制で、医師のキャリア形成支援等を通して、医師確保など地域医療の安定的な確保に取り組むセンターです。
京都府ナースセンター	50 157	無料職業紹介（ナースバンク）事業、離職時等の届出制度に関する支援事業、復職支援の相談及び研修事業、看護職を目指す方への進路相談などを行っています。京都府では知事の指定のもと、京都府看護協会が運営しています。府北部地域には支所（京都府北部看護職支援センター）を設置し、対策を強化しています。
京都府北部福祉人材養成システム	49 155	京都府と福知山市、舞鶴市、宮津市が協力し、介護福祉人材養成校、総合実習センター、現任者研修実施機関からなる福祉人材養成システムを構築し、府北部における介護・福祉人材確保を推進する事業です。
京都府リハビリテーション教育センター	41 158 他	京都府立医科大学、京都大学、京都府医師会をはじめとした医療関係団体、リハビリテーション関連病院、京都府・京都市の行政関係者が一体となって、オール京都体制でリハビリテーション医師等を教育・養成するセンターで、京都府立医科大学内に設置しています。
京都府リハビリテーション支援センター	158	リハビリテーション従事者の育成、保健・医療・福祉分野の関係機関等に対する連携の推進、リハビリテーション技術の情報提供を行うとともに、地域におけるリハビリテーション従事者に対する研修等の支援やネットワークづくりの中心となる地域リハビリテーション支援センターへの支援を行う機関です。京都府立医科大学内に設置されています。
グリーフケア	112	グリーフ(grief)とは悲しみを意味します。身近な人との死別を経験し、悲嘆に暮れる人をそばで支援することで、悲しみから立ち直れるようにすることです。

ケアハウス	55 171 他	軽費老人ホームのひとつで、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安がある高齢者が、低額な料金で入所できる、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設です。ゆとりを持って生活できる高い居住性を持つ設備を有し、職員が施設内に常駐して見守りや生活相談等のサービスを提供します。
ケアプラン	52 190 他	要介護者・要支援者の心身の状況、その置かれている環境、本人・家族の希望などを勘案し、どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかをまとめた介護サービス計画のことで、介護支援専門員が作成します。
軽費老人ホーム	79 166 他	無料又は低額な料金で、高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設です。
健康サポート薬局	119	「地域住民の主体的な健康の保持増進を積極的に支援する薬局」として、基準を満たした薬局です。身近な健康に関する窓口として、医療、介護等の多職種と連携して対応します。
言語聴覚士	41 158 他	音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある方について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専門職のことで、
後期高齢者	8 他	高齢者のうち、75歳以上の人をいいます。
口腔(こうくう)ケア	45 124 他	狭い意味では、口腔の清掃をいいますが、これに加えて、歯石の除去、義歯の手入れ、さらに、摂食・咀嚼・嚥下訓練まで含めて考えられる場合もあります。誤嚥性肺炎の予防や介護予防の視点からも大切なケアです。
口腔サポートセンター	117 他	「訪問歯科診療」などを充実するための地域の連携窓口で、在宅・病院、施設で病気などにより歯科医院に通院困難な方が、訪問歯科医を探すことができます。
高齢者あんしんサポートハウス	172 他	軽費老人ホーム(ケアハウス)の制度をもとに、より低所得の高齢者でも入居が可能となるよう、府が独自の補助制度を創設し、整備を推進する施設です。入居者は、食事提供、見守り、入浴、生活相談等の生活支援サービスを受けることができます。
高齢者虐待	46 146 他	高齢者虐待防止法においては、養護者による高齢者虐待及び介護施設従事者等による高齢者虐待をいうとされ、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つの類型が規定されています。
誤嚥性肺炎	128	嚥下機能の低下により、細菌が唾液や胃液と共に肺に流れ込んで生じる肺炎です。
コレクティブハウス	178	1戸ごとに独立した生活空間がありながら、食堂、庭、プレイルームなどの共有スペースを持ち、一つのコミュニティを形成して、居住者同士が相互に家事や育児などを分担・サポートする共同住宅です。
さ行		
サービス付き高齢者向け住宅	47 他	60歳以上の高齢者が安心して生活できる住宅として、状況把握と生活相談のサービスが提供されるとともに、バリアフリー構造と一定の面積・設備基準を満たす住宅です。
災害派遣福祉チーム(京都DWA T)	46 143	災害時に避難所において避難生活を送る方への福祉専門職による日常的な支援を行うチームです。また、平常時は、地域の防災訓練や防災活動に参加し、災害にも強い地域づくりを目指して地域のみなさんと共に活動しています。

在宅医療地域包括ケアサポートセンター	117 157	地区医師会、関連団体、行政等の連携を進展させ、在宅医療や地域包括ケアの充実を図る窓口です。在宅医療等に関する研修情報発信、相談事業等を実施しています。
在宅療養あんしん病院登録システム	43 118 他	在宅療養中の高齢者が、あらかじめ必要な情報を登録しておくことで、体調を崩し在宅での対応が困難になった場合に必要に応じて入院ができることを目的とした京都地域包括ケア推進機構のシステムで、全国初の仕組みです。
在宅療養コーディネーター	43 72 118	在宅ケアに携わる多職種（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士及び栄養士、ケアマネジャー、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士等）のチームサポート体制の構築に向け、地域で在宅チームの連携の要となる人材のことで。
在宅療養支援診療所	110	地域において在宅医療を支える24時間の窓口として、他の病院、診療所等と連携を図りつつ、24時間往診、訪問看護等を提供する診療所のことで。
作業療法士	41 158 他	医師の指示の下に、身体又は精神に障害のある方、又はそれが予測される方に対して、より主体的な生活を目指し、諸機能の回復、維持及び開発を促す作業活動を用いて治療・指導・援助を行う専門職のことで。
次世代下宿「京都ソリデール」	178	高齢者が自宅の空き室を低廉な家賃等で大学生等へ提供し、同居・交流する住まい方のことで。
事前指示書	114	自分で意志を決定・表明できない状態になったときに受ける医療について、あらかじめ要望を明記しておく文書のことで。
社会福祉士	154 他	専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う専門職のことで。
若年性認知症コールセンター	40 102	京都府が設置する若年性認知症の電話相談窓口です。
若年性認知症支援コーディネーター	102	若年性認知症の人の自立支援に関わる関係者のネットワークの調整を行うコーディネーター。京都府では、京都府こころのケアセンターに設置しています。
消費生活安全センター	179	くらしの中の様々なトラブルや疑問について、専門の消費生活相談員が解決のためのお手伝いをする相談機関です。
シルバー人材センター	131 他	原則として市（区）町村単位に置かれており、定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業」を提供しています。
身体拘束	46 148 他	衣類や綿入り帯等を使って、介護を受ける高齢者等の身体を一時的に拘束したり、運動することを抑制するなど、行動を制限することです。
スクリーニング	96	ふるいわける・選別するという意味。ここでは、認知症によるもの忘れと健康な人のもの忘れの違い、認知症による生活への支障の有無や程度、認知症が疑われるかどうかを調べることで。
生活支援コーディネーター （地域支え合い推進員）	44 89	高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成、ネットワークづくり等を推進するコーディネーターのことで。

成年後見制度	99 149 他	認知症などにより物事の判断が十分にできず、権利・利益の主張ができなくなった場合、本人の判断能力を補い、権利を保護する法的な制度です。「後見」、「補佐」、「補助」、「任意後見」の4つの類型があり、いずれも家庭裁判所の審判を経て開始されます。
前期高齢者	8 他	高齢者のうち、65歳以上75歳未満の人をいいます。
総合リハビリテーション推進プラン	103 185	府民が住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らせるよう、急性期から回復期、維持・生活期まで継続したリハビリテーション提供体制の整備を目的に、平成22年度に策定した「総合リハビリテーション推進プラン（第1期）」の成果を検証し、さらなる高齢化の進行に伴うリハ需要増加と障害児・者リハのニーズに応えるため、平成25年度に改定を行ったプランです。
た行		
第1号被保険者	24	介護保険の被保険者のうち、65歳以上の人をいいます。
第2号被保険者	24	介護保険の被保険者のうち、40歳以上65歳未満の人をいいます。
ダブルケア	101 151 他	子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のことをいいます。
チームケア	160	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等、管理栄養士、リハビリテーション専門職、歯科衛生士、ケアマネジャー、介護職員等、医療・介護の多職種がチームを組んで、医療や介護を必要としている人の支援にあたることをいいます。
地域ケア会議	64 他	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決、ケアマネジメントの実践力向上、個別ケースの課題分析等を重ね、地域に共通した課題を明確化し、資源開発や地域づくり、政策形成につなげます。
地域支援事業	46 87 他	市町村が実施主体として行う事業で、要介護等の状態になることを予防するとともに、要介護等の状態になった場合でも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防や高齢者に関する総合相談・支援、権利擁護、家族介護者への支援等を行います。平成18年4月から実施されています。
地域包括ケア	1	高齢者が介護を必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される体制のことをいいます。
地域包括ケア推進ネット	75 他	二次医療圏域で府保健所と京都地域包括ケア推進機構が連携し、市町村の地域包括ケア推進を伴走支援するため、京都府が府保健所に設置した組織です。
地域包括ケア総合交付金	39	市町村や関係団体等が実施する地域包括ケアの実現に資する事業に対して京都府が交付する交付金です。
地域包括支援センター	5 他	高齢者に関する総合相談・支援や権利擁護、介護予防のマネジメント、困難事例等への指導・助言などを実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するセンターで、府内各市町村で設置されています。

地域リハビリテーション	41 他	障害のある人々や高齢者及びその家族が住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、保健や医療、福祉及び生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてを言います。
地域リハビリテーション支援センター	41 103 他	保健所とともに医療機関・介護保険施設等と連携しながら、地域包括ケアシステムの構築に向けて、2次医療圏域ごとに設置しています。
地域力応援事業	139	地域のボランティア人材や遊休施設等を地域力応援団として募集し、ホームページや交流会により必要とする地域力再生等の活動団体とのマッチングを行うことで、地域活動の更なる活性化を進める事業です。
地域力再生活動団体	139	府民が互いの信頼と絆の下に協働して、自分たちの周囲の地域社会が直面している諸課題の解決に取り組んでいく力の再生に資する活動に取り組んでいる団体です。
地域力再生プロジェクト支援事業交付金	139	府民が互いの信頼と絆の下に協働して、地域社会が直面する諸課題の解決に取り組む地域力を再生し、温かい地域社会を築いていくため、地域住民が主体的に参画する団体が行う事業に対して京都府が交付する交付金です。
地域連携パス	106	急性期の医療機関から回復期の医療機関を経て、早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療に関わるすべての機関で共有して用いるものです。診療にあたる複数の医療機関が役割分担を含め、あらかじめ診療内容を患者に提示・説明することにより、患者が安心して医療を受けることができます。
特定健診・特定保健指導	129	日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診を行います。特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる方に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートを行うことを特定保健指導と言います。すべての医療保険者が年1回実施することを平成20年から義務化されました。
特定施設入居者生活介護	79 他	要介護者等に、一定の計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話が行われるケアハウス、有料老人ホーム及び養護老人ホームのことです。入居者が原則要介護者に限られる「介護専用型」と要介護者以外の者も入居する「混合型」があります。
な行		
入所定員総数	77 166 他	各市町村が設定する施設サービスの種類ごとの利用見込者数や、現在の施設整備状況や利用状況等を勘案して、各圏域ごと、各年度ごとに設定した各施設ごとの定員数の合計のことです。
認知症	1 他	様々な要因によって脳の神経細胞が萎縮するなどして壊れ、そのために認知機能が低下して、日常生活や人間関係などに支障をきたすようになってきた状態のことです。認知症には、原因となる疾患等がたくさんあり、主なものには、アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などの変性疾患、そして脳梗塞、脳出血などの脳血管障害によって起こる血管性認知症などがあげられます。
認知症アクションアライアンス	40	医療・介護・福祉の分野での連携に加えて、住民や様々な業種が認知症を「自分のこと」として捉え、認知症を正しく理解し、相手を思いやるやさしさをもって、自分のできるアクションを起こし、つながる取組のことです。

認知症あんしんサポート 相談窓口	101	地域事情を踏まえた相談ができる身近な相談窓口として、地域密着型の介護保険事業所（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護等）において、京都独自に設置されているものです。
認知症カフェ (オレンジカフェ)	39 96 他	もの忘れなどが原因で生活に不安のある人やその家族が、どこへ相談したら良いかわからない時期に、気軽に訪れることが出来る場所です。本人やその家族・知人、医療やケアの専門職、地域の人々が集い出会い、なごやかな雰囲気のもとで交流を楽しみ、認知症のことやその対応などについてお互いの理解を深めることが出来るカフェのことです。
認知症ケアパス	97	認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるよう、認知症の状態に応じた適切なケアの流れを示したものです。
認知症コールセンター	40 101 他	認知症に関する悩みや疑問についての相談のほか、必要に応じて認知症疾患医療センター等の関係機関の案内等を行う電話相談窓口。(公社)認知症の人と家族の会京都府支部に委託して運営しています。
認知症サポーター	68 95	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、日常生活の中で、認知症の方が困っているのを見かけたときに声をかける等、自分のできる範囲で、認知症の人やその家族を見守り、支援する人のことです。
認知症サポート医	39 95 他	認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言等の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師のことです。
認知症疾患医療センター	39 96 他	認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的とする専門医療機関です。保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を実施しています。
認知症初期集中支援チーム	39 96 他	複数の専門職が、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームのことです。
認知症リンクワーカー	40 96 他	認知症の人が病気と向き合いながら、地域とのつながりを持って生活できるよう、精神的支援・日常生活支援を行う担当ワーカーで、スコットランドの制度をもとに、京都府が独自に養成を進めています。認知症初期集中支援チームによる支援終了後も、概ね1年程度の支援を行います。
ノーマライゼーション	103	障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考えです。
は行		
8050（ハチマルゴーマル）問題	138	ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまう問題のこと。「80代の親と50代の子」になぞらえてこのように呼ばれている。
ピアサポート	93	同じ悩みなどの問題を抱えている当事者同士が、互いに支え、援助することです。
福祉サービス利用援助事業	149 他	認知症高齢者や知的障害、精神障害等判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用について援助しようとするもので、京都府社会福祉協議会が実施主体となり、その業務の一部を市町村社会福祉協議会に委託しています。援助が必要な方に対して、市町村社会福祉協議会より生活支援員が派遣され、実際の援助を行います。

福祉人材プラットフォーム	153	「介護・福祉サービス人材確保プラン」において、「関係機関等が連携・協働する場」という意味で使用しています。人材確保・育成の理念や方向性についての共通の現状認識のもと、各施策の体系的整理を図り、具体的な事業の企画・連絡調整等の機能を担うものです。
「福祉の星」事業	154	2020年度までの目標である3年間で新たに7,500人の人材確保と定着促進を達成するため、福祉業界のイメージアップ強化や学生実習の強化、福祉職場の環境改善、職員の処遇改善への支援を一体的に実施する府の制度です。
福祉避難サポートリーダー	46 143	体育館などの避難所において、福祉的な目線を持って避難所運営をサポートするとともに、要配慮者と支援者・行政等とのつなぎ役になる人材のことで、主に社会福祉施設職員や、社会福祉協議会職員、行政職員、学校教職員の方が担っています。
福祉有償運送	138	障害者や高齢者など一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、通院、通学などの日常的な外出や行楽、余暇活動などでの外出の手助けとして、NPOや社会福祉法人などが、実費の範囲の対価によって行うドア・ツー・ドアの個別移送サービスです。
フレイル（虚弱）	125 他	フレイルとは、海外の老年医学の分野で使用されている「Frailty（フレイルティ）」に対する日本語訳です。日本語訳では「虚弱」や「老衰」、「脆弱」などになります。厚生労働省研究班の報告書では「加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」とされています。
プロボノ	139	各分野の専門家が、職業上持っている知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア活動全般。また、それに参加する専門家自身のことです。
訪問看護ステーション	72 117 156 他	在宅で療養される方に、看護師などが居宅を訪問して、主治医の指示や連携により看護サービスを提供する機関です。各種保険（医療保険、介護保険、公費負担医療など）が使えます。看護師・保健師・助産師の他、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士などのスタッフがサービスを提供します。
ま行		
まちの公共員	139	自分の仕事を持ちながら、府の職員として長期間地域に定着する、全国初の半公半民の非常勤職員です。地域の実態把握や地元住民も含めた多様な主体との協働関係をつくり、地域住民自らがよりよい地域づくりができるような支援を行います。
看取り期	42 109 他	本人、家族、医療・介護スタッフが死（看取り）を意識した時から始まり、看取った後の家族へのグリーフケアまでを「看取り期」として幅広く考えます。
や行		
友愛訪問活動	113	地域のボランティア等が、ひとり暮らし高齢者等を訪問して、見守り活動として、安否確認や話し相手となるなどの活動のことです。
有料老人ホーム	47 174 他	高齢者を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜（洗濯、掃除等の家事又は健康管理）の供与をする事業を行う施設であって、老人福祉施設等でないものです。

ユニットケア	168	特別養護老人ホーム等の居室をいくつかのグループに分けて、それぞれをひとつの生活単位とし、少人数の家庭的な雰囲気の中で行うケアのことです。
ユニバーサルデザイン	143 他	年齢、性別、能力、国籍などの違いに関わらず、はじめから、すべての人にとって、安心・安全に利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインすることとそのプロセスのこと。また、幅広い分野にわたって、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、情報・サービスの提供を進め、だれもが生活しやすい社会を作っていくことです。
要介護	1 他	身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、一定期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態です。介護保険では、本人の状態に応じて、要介護1～5の5段階の認定が行われます。
養護老人ホーム	38 170 他	65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設です。
要支援	22 他	要介護状態まではいかないものの、一定期間にわたり継続して、日常生活を営む上で支障があると見込まれる状態です。介護保険では、本人の状態に応じて、要支援1～2の2段階の認定が行われます。
ら行		
理学療法士	41 158 他	医師の指示の下に、身体に障害のある方に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える専門職のことです。
リハビリテーション	39 他	ICF（国際生活機能分類）では、機能回復訓練も含めて、残っている「心身機能」を活用し、日常生活の「活動」、社会への「参加」に対するそれぞれの働きを通じて生活機能を向上させ、「自分らしく生きる」ことや「人間らしく生きる権利の回復」のために支えていく活動のことをいいますが、リハビリテーション＝専門職による機能回復訓練として用いられることがあります。
療養病床	79 他	急性期の治療は必要はないが、主として長期にわたり療養を必要とする方の病床で、長期の療養にふさわしい療養環境を有しているものです。
レスパイト	101	高齢者などを在宅でケアしている家族を癒すため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援で、施設への短期入所や自宅への介護人材派遣などです。
ロコモティブシンドローム	125	略称を「ロコモ」、和名を「運動器症候群」といい、筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、あるいは複数に障害が起こり、「立つ」「歩く」といった機能が低下している状態をいいます。
ロボットリハビリテーションセンター	41 105	ロボットを活用することで、従来の治療法では機能回復が困難な者やより効果的なリハビリテーションの研究開発と普及を目的として平成27年度に京都府立医科大学内に設置。
わ行		
ワンストップ窓口	5	複数の機関にまたがるサービスを1つの窓口で受け付け提供することをいいます。

(各サービス区分の説明)

サービス区分	内 容
居宅サービス	居宅で生活を送る、「要介護」と認定された人が利用できるサービスです。 ここでいう「居宅」には、自宅のほか軽費老人ホームや有料老人ホームなどの居室も含みます（以下同じ）。
地域密着型サービス	居宅や施設（介護保険施設を除く）で生活を送る、「要介護」と認定された人が利用できるサービスです。 「地域密着型サービス」を利用できるのは、原則としてサービスを提供する事業者のある市町村に住む人に限られます。
施設サービス	「要介護」と認定された人が、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設）に入所して利用するサービスです。
介護予防サービス 地域密着型予防サービス	「要支援」と認定された人が、介護予防を目的に利用できるサービスです。

(各介護保険サービスの説明)

サービス名	内 容
訪問介護	介護福祉士や訪問介護員によって提供される入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービスをいいます（ただし、「夜間対応型訪問介護」にあたるものを除きます）。
訪問入浴介護	居宅を訪問し、持参した浴槽によって行われる入浴の介護をいいます。
訪問看護	看護師、准看護師、保健師、理学療法士及び作業療法士が居宅を訪問して行う療養にかかわる世話、または必要な診療の補助を行うサービスをいいます。
訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士という専門職が、居宅を訪問して行われる、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするリハビリテーションをいいます。
居宅療養管理指導	病院や診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などによって提供される、療養上の管理及び指導などをいいます。
通所介護 (デイサービス)	定員19人以上のデイサービスセンターなどで提供される、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービス及び機能訓練をいいます（ただし、認知症対応型通所介護に当たるものを除きます）。利用者は老人デイサービスセンターなどを訪れてこれらのサービスを受けます。
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設、病院や診療所で提供される、利用者の心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とする、リハビリテーションをいいます。利用者は介護老人保健施設などを訪れてこれらのサービスを受けます。

サービス名	内 容
短期入所生活介護	「特別養護老人ホーム」などの施設で短期間、生活してもらい、その施設で行われる、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービス及び機能訓練をいいます。
短期入所療養介護	「介護老人保健施設」などの施設で短期間、生活してもらい、その施設で行われる、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、その他に必要となる医療、日常生活上のサービスをいいます。
特定施設入居者生活介護	「有料老人ホーム」、「養護老人ホーム」及び「軽費老人ホーム」（入居定員が30人以上のもの）に入所している要介護認定を受けた利用者に対して、その施設が提供するサービスの内容などを定めた計画（特定施設サービス計画）にもとづいて行われる入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活を送る上で必要となるサービスをいいます。
福祉用具貸与	利用者の心身の状況、希望及びその環境をふまえたうえで、適切な福祉用具を選定するための援助、その取付けや調整などを行い、車いす、特殊寝台、床ずれ予防用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具部分を除く）、自動排泄処理装置の福祉用具を貸与することをいいます。
特定福祉用具購入費	福祉用具のうち、入浴や排泄の際に用いられるなど、貸与にはなじまないもの（腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具部分）を購入することをいいます。
住宅改修	在宅の利用者が、住みなれた自宅で生活が続けられるように、手すりの取付け、段差の解消、床の滑りの防止、洋式便器への取替え等、住宅の改修を行うサービスです。
居宅介護支援	居宅での介護保険サービス等を適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて、その心身の状況、おかれている環境、利用者本人や家族の希望などを考慮した上で、利用するサービスの種類や内容、これを担当する者などを定めた計画を立案し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行うことをいいます。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回や利用者からの連絡によって、利用者の居宅を訪問して行われる入浴、排泄、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービスなどをいいます。
夜間対応型訪問介護	夜間の、定期的な巡回や利用者からの連絡によって、利用者の居宅を訪問して行われる入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービスなどをいいます。
認知症対応型通所介護	認知症の人が、老人デイサービスセンターなどを訪れて利用する、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービスなどや機能訓練をいいます。
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	認知症の人が共同生活を送る住居で提供される入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送る上で必要となるサービスなどや機能訓練をいいます。

サービス名	内 容
地域密着型特定施設入居者生活介護	<p>「地域密着型特定施設」に入居している利用者に対して、その施設が提供するサービスの内容などを定めた計画（地域密着型特定施設サービス計画）にもとづいて行われる入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、日常生活上の世話をいいます。</p> <p>なお、「地域密着型特定施設」とは、「有料老人ホーム」、「養護老人ホーム」及び「軽費老人ホーム」であって、入居定員が29人以下のものをいいます。</p>
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）	<p>「地域密着型介護老人福祉施設」に入所している利用者を対象として、その施設が提供するサービスの内容やこれを担当する職員などを定めた計画（地域密着型施設サービス計画）に基づいて行われる入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービスなどや機能訓練、療養上のサービスをいいます。</p> <p>なお、ここで、「地域密着型介護老人福祉施設」とは、入所定員が29人以下の「特別養護老人ホーム」をいいます。</p>
小規模多機能型居宅介護	<p>利用者の居宅で、または利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、提供される入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送る上で必要となるサービスなどや機能訓練をいいます。</p>
看護小規模多機能型居宅介護（旧複合型サービス）	<p>利用者の居宅への訪問、または利用者がサービス拠点に通ったり、短期間宿泊したりして、提供される入浴、排泄、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービスなどや機能訓練をいいます。</p>
地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）	<p>定員18人以下のデイサービスセンターなどで提供される、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービス及び機能訓練をいいます（ただし、認知症対応型通所介護に当たるものを除きます）。利用者はデイサービスセンターなどを訪れてこれらのサービスを受けます。</p>
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	<p>介護老人福祉施設とは、「特別養護老人ホーム」（入所定員が30人以上であるものに限ります）であって、その施設が提供するサービスの内容、これを担当する者などを定めた計画（施設サービス計画）に基づいて、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活を送る上で必要となるサービス、機能訓練、健康管理及び療養上のサービスを提供することを目的とする施設です。</p>
介護老人保健施設（老人保健施設）	<p>介護老人保健施設とは、その施設が提供するサービスの内容、これを担当する者などを定めた計画（施設サービス計画）に基づいて、看護、医学的な管理の必要となる介護、機能訓練、その他の必要な医療、日常生活上のサービスを提供することを目的とする施設です。</p>
介護療養型医療施設（療養病床等）	<p>介護療養型医療施設とは、療養病床などのある病院または診療所で、その施設が提供するサービスの内容、これを担当する者などを定めた計画（施設サービス計画）に基づいて、療養上の管理、看護、医学的な管理の必要となる介護、その他のサービス、機能訓練、その他の必要な医療を提供することを目的とした施設です。</p>
介護医療院	<p>「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設として、平成30年4月に創設されました。</p>

※ 介護予防サービス、地域密着型予防サービスの内容は、上記の内容に準じます。

※ 施設サービス等一部のサービスについては、「要支援」の人は利用できません。